

玉野市小規模工事（修繕）契約希望者登録制度に申請される方へ （有効期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日）

1 玉野市小規模工事等修繕契約希望者登録制度について

この制度は、玉野市が発注する小規模な工事（修繕）のうち「小額で内容が簡易なもの」について受注を希望する方を登録し、「玉野市競争入札参加者の資格に関する規程」の規定による入札参加資格を有する方でなくても、受注機会を得られるようにするものです。

《登録できる者》※下記の全てを満たしている者

- (1) 玉野市内に本店を有する法人又は住所を有する自営の個人。（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 希望する業種の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者

《登録できない者》※下記のいずれかに該当する者

- (1) 上記(1)～(3)の全てを満たさない者
- (2) 建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査に関して玉野市競争入札参加資格を有する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 公共の契約の相手方として不適当であると認められる者

2 登録できる業種について

登録できる業種は、建設業法で定めている業種で別紙「小規模工事等の種類及び具体例」の中から3業種までとします。建設業法に定められている工種が該当になりますのでよくご確認ください。

3 対象となる工事（修繕）について

1件の予定金額が50万円未満の工事（修繕）で、その費用が修繕料から支出されるものが対象となります。

4 登録申請の方法について

登録を希望する者は、次に掲げる書類を提出してください。

※ 証明書は、いずれも、写しでも可能ですが、証明年月日が、申請日より3箇月以内のものに限ります。

- (1) 小規模工事等修繕契約希望者登録申請書

※ 申請書は、契約管理課（市役所本庁舎2階）にあります。

また、玉野市ホームページの「小規模修繕契約の登録制度」からダウンロードもできます。

- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票

- (3) 個人にあつては市町村長が発行する身分証明書（本籍地のある市町村で発行）
- (4) 市税に未納がないことの証明書
- ※（法人の代表者が市内に住所を有する場合は、代表者個人の市税の証明書も必要）
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- （例）電気工事（電気工事業者、電気工事士、電気主任技術者など）
- 管工事（玉野市指定給水装置工事業者、玉野市下水道排水設備指定工事店、
〇〇ガス指定工事店、液化石油ガス設備士など）
- 消防施設工事（消防設備士）
- （※資格、免許等が不要な小規模工事（修繕）のみを履行する場合には不要です。）

5 登録申請の受付について

**基準受付期間は、市長が指定する年から3年目ごとに必要です。今年度は基準年度です。
申請受付期間は、令和7年1月6日から令和7年1月31日**です。

基準受付期間内に申請できない場合は1月、4月、7月、10月の初日から末日まで、有効期間は、基準受付期間の属する年の4月1日から3年間です。

ただし、基準受付期間外の申請に係る有効期間は、基準受付期間内に申請を行った契約希望者の有効期間の末日までです。なお、年度途中で登録申請があつた者の有効期間は令和10年3月31日までとします。

6 登録の取り消しについて

登録名簿に登録された方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- (1) 1に規定している《登録できない者》に該当するようになったとき。
- (2) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつたとき。

7 登録すると

「玉野市小規模工事等修繕契約希望者登録名簿」に登載して、翌月の審査が承認された場合は、市が小規模な工事（修繕）を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

○ 登録受付・問い合わせ先

〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市財政部契約管理課

TEL 0863-32-5518

FAX 0863-32-5517